

令和8年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務に係る公募型プロポーザル質問回答

令和8年6月15日

回答：公民連携推進課 公民連携係

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 4(1)④実証実験等の費用補助について	上記についてこの 30 万円は採択者すべてへの対象の総額、という理解で正しいでしょうか？ またこの費用は受注者が一度立て替えて支払い、完了後に実費精算（控除）する形になるのでしょうか。あるいは、委託料の総額（550 万円以内）の中に最初からこの 30 万円を内訳として組み込んで提案・見積もりを行うべきでしょうか。	実証実験等の費用補助は採択者全体に対して総額 30 万円（税抜）のご理解で間違いありません。この費用は、委託料（上限 550 万円（税込））の中に含めて提案・見積を行ってください。 なお、実証実験等に係る費用については、受注者において一旦支出いただき、業務完了時に実績額を確認のうえ精算します。令和 9 年 2 月末時点で、実証実験の費用が 30 万円に満たなかった場合、差額は委託料から控除となります。